

年少労働シリーズ

第七輯

榮無所輯載

フコダ州児童労働法

——一九四三年改正——

労働省婦人少年局

年少労働課

(二)

労働省婦人少年局福井職員室

序

さきによりシリヤズ第三輯で、児童労働法の理想法とも称せら
れるハ朝鮮の児童労働法を、を紹介した。

本輯では、すでに実施された長い、戸外をもつアメリカの児童労働
法中、特にハフロリダ州児童労働法（一九四一年制定、一九四
三年改正）をとり上げ参考資料に供する。

目次

四百五十章一節	街頭労働	1
四百五十章二節	例外	1
四百五十章三節	最低命令	2
四百五十章四節	使用許可証明書	3
二百三十二章七節	十四才乃至十五才の児童に認められる 集團許可証明書	5
二百三十二章三節	必要出生期日の証明	5
二百三十二章八節	十六才に達した児童に認可される 年令証明書	10
四百五十章五節	特定の業務における労働時間	10
四百五十章六節	休息時間	12
四百五十章七節	違反に対する工場等の検査	12
四百五十章八節	危険有害業務	13
四百五十章九節	特定の児童が使用される 場所における安全装置 十八才以下の児童に 運搬中の荷物を清掃させること	15
四百五十章十節	十八才以下の児童が使用される 場所に通る通路 浴室と牛乳の設備、必要に応じて 少女の高に更衣室	16

四百五十章十一節

十八才以下のサデを使用する者は座席を設備する事 16

四百五十章十二節

フオリダ産業委員会に製造会社に、各都庁の歴史台 16

添喰を添装することゝ要承を要する

四百五十章十三節

調査、大陪審官への命令 17

四百五十章十四節

一定の箇所には備え付けおくべき章の字 17

四百五十章十五節

州府の調査官の任命及び任期 17

四百五十章十六節

監査補助法の施行 19

四百五十章十七節

監査及び事務費 20

四百五十章十八節

児童の職業教育を妨げない章、その他の例外 20

四百五十章十九節

紙律に違反して年々券の使用、処罰 21

七百七十五章十六節

刑罰 22

四百五十章十九節

屋入れと使用、処罰 22

四百五十章二十節

児童労働法の違反 24

四百五十章二十一節

章の施行 25

四百五十章二十二節

賭博場等における使用 25

四百五十章二十三節

後見人の承諾なく年々券の使用、処罰 28

童労働法

(街頭労働)

四百五十一章一節 十才以下の少年、十八才以下の少女は、街頭、公共の場所、若くは戸別に、販売、販売の爲の提供、勧誘、集金、陳列、若くは新聞、雑誌又は定期刊行物の配達、或いは靴磨きに従事してはならない。十六才以下の少年は、四百五十一章四節に規定されたものを除き、公立学校が開いている時、同時に本節に規定された業務に従事してはならない。十六才以下の少年は、一年を通じて、午後八時から午前五時までの間に、本節に規定してある業務に就いてはならない。

(例外)

四百五十一章二節 使用許可証明書に関する規定を除き、本法の規定は、公立学校が開いている時に、自分の家に隣接した家事又は農事に使用される若くは従事しているか、直接両親の爲に働いている青少年には適用しない。又本法の規定は、公立学校が開いていない間に、個人の爲の家事及び農事に使用される若くは従事している青少年には適用されない。

但し、農事とは、仁事がなされる者、又は農業の所有者又は借地人若しくはその他の者への如何にかかわらず、農産物の生産、收穫、前送り若しくは処置、シトロンの木の栽培、家畜の飼養の何れにせよ農場で従事する総ゆる労働を意味している。

（最低年令）

四百五十五章三節 満十四才以下の年少者は何時にても営利業務に使用され働くことを許可され若しくは働かせてはならない。但し、十二才若しくはそれ以上の年少者は、公立学校が開いている時間中に、使用することがあるが、十六才以下の年少者は工場、事業場、製材所、鋸材工場、洗濯所、若しくは本法の他の章又はこの州の他の法律に依つて使用に就き一層高い最低年令が規定されている如何なる業務にも使用すべきでない。更に、本節は、十二才以上の少年が公立学校が開いていない時間中に四百五十五章一節に規定した業務に従事することを防げると解釈されるべきでない。

(使用許可証明書)

四百五十章四節 十才から十六才の年少者は、いかなる年少者を使用する
使用若し商店、会社、協会、個人若しくは組合に、一九四一年フロリダ
法二百三十二章七節に規定されて発行される使用許可証明書を有して、年
少者を使用する場所に備え付けておかなければ、公立学校が閉じている
時間中に、堂利業務に使用されるか働くことを許可されるか若しくは無
理に働かせるべきではない。但し、左の使用許可証明書は三通だけ発行
するようにならなければならない。一通は、使用者に送り、他の一通は爾後二週間
以内に、州の監督官を終てフロリダ産業委員会、若しくは左証明書を受
取るように法律に依つて指定されているか指定することが出来る同じよ
うな資格の他の者に送り、更に他の一通は郡監督官の事務所へ送込んで
おくものとする。

十二才から十六才の年少者は、いかなる年少者を使用する使用者、商店、
会社、協会、個人若しくは組合に、使用証明書の発行について、一九
四一年フロリダ法二百三十二章七節に規定されて、左様に発行される。
休職中若しくは修学時間外の使用に因する特別証明書を有して、年少者の使

用されている場所に綴込みにして備え付けておくを要すれば、個人の
家庭の家事、農事若くは公立学校が用いていない時間中に四百五十章一
節に規定された業務を除いて、如何なる営利業務に使用されることも
働くことを許可されることも無理に働かせることもない。但し、左
の特別使用許可証明書の発行に就いて、(1) 郡監督官、陸検補佐官若く
は郡監督官により、右の行為を書面で認可されている学校長は、使用許
可及び命令証明書とは形式と色の違う証明書を発行する権限をもつ、又
使用許可証明書について上に規定した如く三通発行するよう請求され
る。(2) 終了すべき学校課程の年限に肉する総ゆる請請又は放棄される
且つ、(3) 州の教育部は、健康証明書の諸要求を放棄若くは取締る権限
をもつ。

十六才から十八才の年少者は、かかる年少者を使用する使用者、商店、
会社、協会、個人若くは組合が、一九四一年、ワロリダ法二百三十二
章八節に規定されている命令証明書を得て、年少者が使用されている場
所に綴込みにして備え付けておかなければ、個人の家庭の家事、農事若
くは四百五十章一節に規定された業務を除いて、如何なる営利業務に使

用されることも、働くことも許可されることも、働くこともできない。
使用者は年少者を使用する期間中、使用許可証明書、休暇又は修学時
間外の使用に關する特別証明書、若くは年令証明書を使用している場所
に送込みにして備え付けておく、フオリゲ産業委員会、その代表者、又
は臨検補佐官若くはかかる証明書の発行に關する法律の規定を実施する
権限を与えられているその他の者に入きし易く備え付けておく。

へ十四才乃至十五才の児童に認められている使用許可証明書)

二百三十二章七節 各郡監督官は、自身の発意により若くは当該校長又は
評議員の建議に基いて、十四才乃至十五才の児童に使用許可証明書を発
行せざる、児童の年令の証明は、二面三十二章三節に規定されているよ
うに、入手できる。使用許可証明書は、州の当該局によつて規定された
形式に基いて四通発行する、一通は親又は児童に渡り、一通は使用者に
送り、一通は一週間以内、フオリゲ産業委員会若くは次に規定されて
いるような証明書を受取るように法律で規定されているか又は規定され
る。同様な資格のその他の者に送り、更に一通は郡の監督官の事務所へ

綴込みにしておく。使用者に提供される字は、児童を正規に使用する
ことを中止した後十日以内に、郡監督官に使用者が返還する。このよう
にして証明書は有効でなくなる。但し、使用者は、若しも望むならば、
記録の爲に証明書の字を留めておいて、最早児童を正規に使用しない
ことを郡監督官に書面によつて通告することが出来る。使用許可証明書
は、総申る必要な條件が次のように満足に揃つた時に発することのでき
る。

(1) 申請 児童は親に伴われて出頭し、学校長又は郡監督官に自ら申請を
する。

(2) 親の記載 親は、州の当該局によつて規定された形式で児童の使用

が家族の生計の維持に必要であり、児童は満足すべき職務に就いてお

り、かかる記載の証明は必要であるような家族の收入、経費及び経済

状態に關する附加的事實を提供することと記載して書面を提出する。

州監督官は、親の記載及びその後の彼自身の調査から得た事實を考慮

した上で、児童の使用が家族の家計維持に必要かどうかを決める。若

し必要と認めれば、直ちに使用許可証明書を発行する。又必要でない

と認めらるるならば、右証明書の発行を拒絶する理由を述べた命令書を送る
分の事務所において提出する。

(3) 使用者の記載 児童の使用者とすべき者は、州の当該局によつて
規定された形式に基いて、児童が使用される業務の性質を説明して、
児童の使用を希望してゐることを、書面を述べる。但し、親が本件に
連なっているように使用者と見なされるとき、更に州監督者が、かかる
事情の下に発行された使用許可証明書を、使用が最早正確なものとな
いか、又は州当該局により規定された規則の下に認められてゐる学校
を欠席することとを正当化することが充分でないか、若しくは家計の維
持に必要でないか、州当該局により規定された形式に基いて通告され
た際には、臨検補任官により取り消す。

(4) 学校長の記載 児童が最後に通学した学校の校長若しくは担任教師が
署名し、児童が公立学校の十八歳年若しくはそれと同程度の課程を終
了したことを証明してゐる記事を提出する。かかる記載には、学校の
記録に示されるような児童の年令、出生期日及び親の姓名と住所を述
べる。若しくはその様式証明を得るが前に記すもの、児童が十八歳に

標準に通してゐるかを認めらるゝ。郡監督官が検査することになる。
かかる検査の記録は郡監督官の綴込み中に保存しておく。

(5) 健康証明書 郡当該局が指名した医師により署名された証明書は、

在の医師が自ら児童を検査し、彼の意見として、その児童が十四才若
くはそれ以上であり、その年令に比して身体的に充分発達を遂げて
おり、健康で身体的にもこれから就業する仕事をやる資格があること
を記載して提出する。このような身体検査及び意見の發表は、州の保
健部と教育部が共同で規定した形式と標準による。州の当該局がこの
目的のために医師を指名しなかつた州においては、かかる検査は、州
の当該局が認可された免許開業医に依つてのみ、検査をしてかかる証
明書を発行するようになつて実施され、証明される。

(6) 必要なる出生期日の証明

二百三十二章三節 学校長は、児童を第一学年に入れる前に、二百三十

章一節において、入学すべき年令に達してゐる証明を必要とする。郡監

督官若しくは臨時補佐官は、二百三十二章一節―二百三十二章十九節に規

定されてゐるようには義務教育の制限の内にゐると信ずる児童の年令の証明を要求できる。証明書は本籍に於いて次に規定するやうに提出するものである。但し、最初に規定した証明が利用できないならば、次に次の順序を入手できる証明を受理するものとする。

(1) 法律に基いて、出生を記録する職務にある公吏が綴込みにしてゐる児童の出生記録に関する正式に証明された寫し。若くは

(2) 親権者によつて誓われた宣誓書を添付した、児童の出生期日と洗礼

の場所を示す洗礼証明書に関する正式に証明された寫し。若くは

(3) かくとも二年間有効であつた、児童の生命に関する保険証券

(4) 親によつて誓われた宣誓書を添付した、児童の出生当時の聖書の

善意の記録

(5) 児童の年令を示す採券又は合衆國に到着の証明書

(6) 出生期日を述べてゐる申請に先立つて二十とかくとも四年前の児童の

学校記録に示された年令に関する記録の寫し

(7) 以上の証明書の何れも入手できないならば、保健官又は公立学校医

若くは存外いづれも利用できない郡においては州の当該局が指定した
免許開業医にのみ署名した年令の証明書添付し、親にまづ宣誓の
れた年令の宣誓書、その証明書は保健官若くは医師が児童を検査して
宣誓書に述べられた年令は實際に正しいことを信する旨を述べらるる
である。

(十六) 下に準じた児童に認可された年令証明書
二百三十二章八節 郡監督官、臨検補佐官若くは郡監督官によりてする

手続に書面を認可されている学校長は、申請に基いて、州の当該局によ
つて規定された形式により、使用目的の爲に年令証明書を発行する。こ
の証明書は使用許可証明書とは形式を能く違つてゐるし、十六才若くは
それ以上の児童に発行される。二百三十二章三節に規定されてゐるよう
に、児童が十六才若くはそれ以上であるという証明は、証明書を発行す
る権限をもつ者へ提供する。

(特殊の業務における労働時間)

四百五十一章五節

(1)

十六才以下の年々者は一週間に續けて六日以上又は

一 通所に四十時間以上、又は一週に八時間以上、如何なる管料業務にも
使用されるが、働くことを許可せらるるか若くは無理に働かされることを
さすを以、又十六才以下の年少者は午前六時三十分以前又は午後八時以
後に使用され、働くことを許可され、若くは働かされるべきでない。又
十六才から十八才の年少者は、午前六時以前、若くは午後七時以後に使
用され、働くことを許可され、若くは働かされるべきでない。但し、十
四才から十八才までの年少者は、午後十一時まで、音楽会又は演劇に使
用することがある。学校が開いていない日に、十六才以下の児童の労働
時間、修学時間を一統にして、總計八時間を超えてはならない。
(四) 十八才以下の年少者は、食事時間にサくとも三十分の休憩を有し、統
いて五時間以上使用され、働くことを許可され、若くは無理に働かされ
べきでない。又この法律により、三十分以下の時間は、継続する労働時
間を中断しないものとみなす。

(五) 年少者が労働時間中に、仕事場にいるのは、是に依り使用されていらず
命令証據となる。

(4) この節は、個人の家庭の家事、農事、又は新聞、雜誌若くは定期刊行物の販売、配布に携る年々者の仕事には適用されない。

（エロセンヤ）

四百五十五條六節　十六才以下の少年、十八才以下の少女は、電信、電話のメセンヤとして、又、品物や傳言の配達、發送、若くは傳達に携ることを、合意に使用されることも、働くことを許可されることも、働くかされることもあつない。

（違反に對し、工場等の検査）

四百五十七條七節　(1) フロリダ産業委員会又はその代表者又は監査員は、若くはこの法律を實施する権限を与えられた者は、この法律によつて必要使用が年々者証明書は、年々者の使用の爲に、検査の際、提出されるべきに要求される。

(2) フロリダ州における、市の裁判官又は裁判所の判事は許可証を發行し、又かかる裁判官や判事が、法律の違反に關連して裁判権をもつ市の権限以内で提出された事件を裁判する義務がある。

（八）労働有害業務

四百五十八号ハ節

（一）

十六才以下の年少者は、その者の未成年等としての無

資格が結婚その他により除きられても、次の業務に使用され、働くことを許可され若くは働かされてはならない。

（イ）動力に依る機械に関連して

（ロ）炭坑若くは石切場

（ハ）爆発物若くは高度に可燃性物質の製造、運搬又は使用

（ニ）製材所若くは木材に依る仕事

（ホ）急ゆる足場上

（ヘ）建築業における重労働

（ロ）自働車の運転

（ハ）機械の注油、清掃又は拭き若くは滑車にベルトをつけること

（ニ）エレベーター若くはその他起重機の修理

（ホ）肉を挽く機械、塩粉器機、又はパン製造所における混合機、若く

はクラッカー製造機械

(4) 金剛砂破石又は廻転研磨機の操作

(5) 穿孔機又はスタンブ機械の操作

(6) 塗料、絵具、白鉛、危険有害染料の製造において、若くは危険な

鉛又は酸が使用される合成物の調製において

(7) 動力による洗濯、又はドライクリーニンング機若しくは同様な動力

による機械の操作において

(8) 噴霧器による塗装において

(9) 十八才以下の年少者は、かかる者の未成年者としての無資格が結婚

その他によつて除去されても、かかる年少者の生命、健康、安全又は

福祉に危険有害である作業場若しくは業務に使用され、傷くことを許

可され又は働かされてはならない。かかる作業場又は業務は、フロリ

ダ産業委員会により、公聴会をかわいた後で、又フロリダ産業委員会

の規則によつて規定することができる通告の後で、かかる年少者の生

命、健康、安全及び福祉に危険有害であると決められ、公表すること

ができる。

四 同 五 十 章 十 節 通 常 手 洗 濯 室 と 手 洗 所 は 十 八 才 以 下 の 者 が 使 用 さ れ て い
る 総 て の 建 物 に 用 意 し な け れ ば な ら ない。 そ し て こ の 手 洗 所 は 通
常 に 隠 さ れ 覆 蓋 さ れ 常 に 清 潔 な 状 態 に 保 っ て お か な け れ ば な ら ない
そ し て 若 し も 十 八 才 以 下 の 女 女 が 使 用 さ れ る 所 で は 手 洗 所 は 男 子 が 使
用 す る 手 洗 所 と は 別 の 入 口 が あり 離 し て 設 備 す べ き で あ る。 総 て の 手
洗 所 は 糞 ら ず 落 着 き を さ せ な い よ う に す る。 更衣 室 は 仕 事 の 性 質 で 更衣 を
必 要 と す る 女 女 の 爲 に 用 意 さ れ ね ば な ら ない。

一 十 八 才 以 下 の 女 女 を 使 用 す る 春 花 座 席 を 設 備 す る こ と。
同 五 十 章 十 一 節 十 八 才 以 下 の 女 女 を 使 用 す る 総 て の 者、 商 店、 会 社、
協 会、 個 人 若 く は 組 合 体、 使 用 し て い る 女 女 の 爲 に 椅 子 を 用 意 し、 女 女
連 が 雇 わ れ て い る 仕 事 に 強 い て 携 帯 必 要 が ない 時 に は、 椅 子 の 使 用 を 許
す べ き で あ る。

一 十 八 才 以 下 の 者 が 使 用 さ れ る 春 花 座 席 を 設 備 す る こ
と を 要 求 し 得 る。
同 五 十 章 十 二 節 十 八 才 以 下 の 者 が 使 用 さ れ る 総 て の 建 物 の 各 部 屋 の 壁

を大分、マダリ、麻糬、委員会の意見で、そこに働く人達の健康と清潔にしたいとする。食糧、食糧で達せられるものとする。

一 調査 大陪審官への命令

第五十條 第三節 裁判所がある所では大陪審官及び記録に関する判事裁判官の保護は、この章の違反を調査する裁判官の権限をもつて行ふ。又別の判事と別の巡回裁判所の判事は、裁判の各期間の始めに大陪審官へのこの章の違反を調査するよう特に命令するものとする。

ハ 一定の場所に備え付けおくべき章の字

第四十條 第三節

総ての使用者は、十以下以下の字が使用される

働くことと並行可能又は労働かである構内及びその周辺に、マダリを

産業委員会が提供すべき二の法を印刷した標記と十以下以下の字が

に許可する禁止業務の表と十以下以下の字が働くことを要求される若く

は許可された一週間の各日の日に許可する最大労働時間、一週間の総時間

数、毎日、仕事と終業時間、及び毎日の食事時間、に許可された時間、を

と因立つるに備え付けおくものとする。若しも特定の作業場である

一、別の時間割があるならば、場中における時間割には、各々の夜間制で働いてゐる十以下以下の年々者の名前を含み、この年令に当たる各年々者若くはその集團に必要の時間をも明かに示しておく。時間割はフオリテ産業委員会が認可し提供した形式に基く、又右委員会の所為に拘められ、右時間割に述べられたより一日に働きあつても長く又はその他の時間には十以下以下の年々者を使用することを知り得る十章五節の違反とみなされ、十以下以下の年々者がその春に適用される時間割以外の他の時間を使用されてゐる場所にあることは、前記四百五十五章五節の違反を明かに犯してゐる証拠となる。

二、總ての使用者は、フオリテ産業委員会によつて認可された形式の、使

用されてゐる十八才に當たる各年々者の姓名と住所、一週間の各二日の夜年々者の働いた時間数、仕事開始時及び終業時、食事の始末と終りの時間及び変更せられる賃銀の額を述べる時間割の記録を備え付け、その記録は、記録に載せてから十とち四年間綴込みしておく。又フオリテ産業委員会若くはその代理者の検査に際して見せる。

州の労働検査官の任命及び任期
百五十五章二十五節 一、この節は廃止され、州労働検査官の任期は、一九四

三年二一九六章一節により廢止され、その職務はコロリダ産業委員会
へ移された。 四百五十五章二十四節を参照されたい。

（児童労働法の施行）

四百五十五章二十四節

(1)

この章の規定を実施する爲にこれまで州労働監

督官の職務によつて遂行された権限、義務と責任は、この章の規定を管
理するコロリダ産業委員会に移されこれによつて遂行されるわけである。
且つこれ等の目的の爲に、委員会は、この章の規定を監督するの必要を
かかる児童労働監督官及びその他の者を雇用する権限がある。但し、委
員会は、児童労働監督官又はその他の者の任命、早退及び左遷に於ける
公正にして合理的な法理を斟酌して実施する。且つ児童労働監督官又は
その他の者は、原因を付ければ解雇することをも左遷することをも得る。
罷料の書面を委員会と共に及び委員会によつて提出された後、その申し
は監督官若しくはその他の者の前に送られ彼等は産業委員会に自ら出頭するか
自己辯護の爲に辯護士による充分な機会を与えられる。

但し、一九四一年、ワロリヲ法又は児童労働法の管理に關係して、これに続くもの他のワロリヲ法に於ける、州労働監督官」という語は、ワロリヲ産業委員会」という語が、代つたものと爲される。

（検査及び事務費）

四百五十五章十六節（一九四三年、二一九六章、一節）州労働監督官の職務を廢止し、一七四三年、二二七七一章五十六節は児童労働法の實施に對して、産業委員会に任せられているから、この節はワロリヲ産業委員会に適用されないと爲されれる。

（児童の職業教育を妨げない章）

四百五十五章十七節（二）法律において、如何なる年令の年々者も、合衆國本州、又は本州の何れかの郡に於て提供される職業教育を受けることを妨げない。そして州の教育部の規定に基いて公衆教育の州監督官によつて正当に認可される、生徒訓練の場によつてワロリヲ委員会によつて認可され、計画に基いて、年々者公にして、生徒についてと同様である。又、六十天以上の年々者の臨時使用を、それが職業教育に所要なものである。

と認められるか、職業教育における課程に補足するものであり、
る年少者が使用されている州の公衆教育当局の規定を認められる時
には、妨けるものがない。この法律は、十六才以下の年少者が、四百五
十章四節及び二百三十二章七節に許可されているものを除き、その年少
者の以前の就学に関係なく、学徒が正規に開いている地区における就学
時肉中に働くことを禁止するものと解釈する。一八九四三年、二一九九

(法律に違反して年少者の使用、処罰)

四百五十一節

二 法律の何れが「規定に違反する者」又は「法律

法律の規定の下に、發行し、命令に違反して毎年十萬圓を失ふ。

するが、傷くことと許可するが、傷かむとの差は、法律に據いて事業思想の

看の権限を与えられ、看を執行する看、及びその看の指揮下にある看あり

て年少者に由法律に及して使用せしむる處は右の如き案件の

又起訴せしむる也。五口口町に趣きたる科料是くは

六月、同委員として重労働を伴うが、伴叔平の赴州の訓務所に撥入される。

包いれたり、行商したりするに於て職業、業務、職務につかたり、騎
手、輕業師としてつかたり、慣れた下品な又は不適切な或る興業
又は練習ばかりたり、かかる児童の健康に有害な、その命令、又は心
腹に危険な興業又は職業につかたり若くはかかる児童を不働不動
うにさせたり、取めたり、奨励したり、若くはかかる児童を不當な心身
の苦痛を蒙らせるとか、加えるようにさせたり、許可したり、若くはか
かる児童の生命を危険に曝し、その健康を害し、若くはかかる児童をそ
のような場所において生命を危険に曝し、健康を害するようになせ、そ
れを許可したりする者若くは前述の目的の爲に児童を監督する者は、三
ヶ月を超えざる料料に処せられ、又は六ヶ月を超えざる料料に処せ
る。本節において、教会、学校、青年學校、乃至母系人音樂会又は
宴會の場所、若くは音樂や社交ダンスの勉強又は練習に於いてこのよ
うな児童を嚆手として音楽家として雇傭したり使用したりするものは直
用されない。

四百五十四章二十節 年少者が十五歳以下であつて、他の者の法律上の監督
下にあることを知つていて、その者が承諾なく六日以上その年少者を看
つたり、使用したり若くは辱めたり、無理に使用したりする者は、六
月を超えざる体刑に処せられるか二の科を起えざる材料に処せらる。

(児童労働法の違反)

四百四十四章 五十四節 (一九四一年の法律) 児童労働法

五十四節 この章に規定されてゐるようによつて罰金

金銭 各罰金

が次章における被害者、若くは児童労働法の規定の何れかに反
て使用され、働くことを許可され又は無理に働かされたことを決定する
は、その他に支拂う額の二倍とする。保護を付けてゐる者をなく、使
ひ、この節によつて規定された増徴の補償金又は処置金に科する
がある。かかる負擔の増加に對して使用を決定する者にとりて保護証
に於けるいかなる規定も無効とする。

(章) 施行

四百五十一章二十二節 フロリダ産業委員会 その代表者、フロリダ州の全
部長、フロリダ州又は州の各市の法律執行官はこの法律の規定を施行し
規定を犯す者を訴え、且つ同様な違反を告発するものである。このフロ
リダ産業委員会及びその代理者は、この法律に合ふ何れの場所又は
建物にも何時でも入つて、検査をなし、使用者が繰返すにして備え付け
ておく使用許可証明書、休暇中若しくは修学時間外の使用に附する特別証
明書及び年令証明書とこの法律の施行に助けとなるあらゆる記録を利用し
る権限がある。随處補佐官も亦、年々者が使用されるあらゆる場所を訪
れ、検査する爲に雇はれており、この法律において、不法に使用されて
いる件を、フロリダ産業委員会へ報告する。

(賭博場等における使用)

四百五十一章二十三節 二十一歳以下の者は、未成年としての無資格が結婚
又はその他により除きうるることの如何に拘らず、公開賭博場、食堂、
場、醸造所、酒店、酒売店のある部屋若しくは照所する飲料の製造され
又は販売される場所において、又は関連して使用され、働くことゝ許可

され若しくは無理に働かしてはならない。但し、この種は就労してはいない十八才から二十才の職業的接待人若しくはビールや酒を販売する許可を得ており、その構内では販売だけでなく、その裏屋、食料雑貨店には適用されない。更にこの前は酒類飲料がその構内で消費される異に販売されるホテル内の一部から離れて働いているホテル内の二十才以下のベルボーイ、エレベーターボーイ及びその他の春の使用を禁止しない。